

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和7年度持続的な多自然川づくり推進に関する検討業務 北陸地方整備局管内 R7.7.3～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 高松 諭 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	R7.7.2	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、『持続性ある実践的多自然川づくりに向けて(平成29年6月)』に基づき、近年の河川行政の動向も踏まえ、新技術を活用した多自然川づくりの検討、多自然川づくりの技術資料の検討や人材の育成・普及啓発の仕組みの構築に関する検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、多自然川づくりや河川環境における高度かつ広範囲な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、左記業者は、技術提案書の内容が総合的に適した者と認められるので、特定したものである。よって、左記業者と随意契約を締結するものである。	64,922,000	64,900,000	99.97%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度かわまちづくりの推進に関する調査検討業務 広島県広島市中区 R7.7.15～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 杉中 洋一 広島県広島市中区上八丁堀6-30	R7.7.14	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務の実施においては簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施フロア・エンジニアリングに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	30,008,000	29,920,000	99.71%	-	公財	国認定	1者	
水島港みなとカメラ設置検討業務 岡山県倉敷市 R7.7.16～R7.12.26 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局宇野港湾事務所長 笹岡 実也 岡山県玉野市築港1-1-3	R7.7.16	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、水島港内における直轄港湾工事の施工管理及び、災害・事故時等の危機管理を含めた施設管理を行うためのみなとカメラ設置場所、通信方法、設備等について検討を行うものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書、技術提案書の提出があり、宇野港湾事務所建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	15,070,000	15,070,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
中国地方の港湾における災害対応方策検討業務 広島県広島市 R7.7.17～R8.2.27 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 吉田 敏晴 広島市中区東白島町14-15	R7.7.17	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中国広域港湾機能継続計画(以下、「中国広域港湾BCP」という。)をより実践的なものとするため、航路啓閉を担う作業船確保の検討、並びに能登半島地震及び広域連係訓練の実施により明らかとなった中国広域港湾BCPの課題を踏まえた航路啓閉の手引き及び中国広域港湾BCPの改訂案の検討を行うとともに、次年度訓練計画の作成を行うものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書、技術提案書の提出があり、中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	13,618,000	13,530,000	99.35%	-	公社	国認定	1者	
令和7年度 川崎港臨港道路航行安全検討業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.7.18～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜港湾事務所長 谷川 晴一 神奈川県横浜市中区新港1-6-1	R7.7.18	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1関内トーセイビル202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、川崎港臨港道路東原島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響および船舶航行の安全確保のために必要な対策について検討するものである。 本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭にいたりとりまとめが要求される。 よって、航行安全対策等について専門的な知見を有する者から、「鋼桁架設の本格着手を踏まえた、一船舶に対する工事中の航行安全対策を検討する上での着目点」について技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができると見込まれる。 公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。 よって、左記業者と随意契約をするものである。	12,199,000	11,869,000	97.29%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
高規格堤防盛土設計・施工マニュアル改定検討業務 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 R7.7.23～R7.12.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 堀下 稔裕 齋藤 博之 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	R7.7.22	(公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、平成12年3月に作成された「高規格堤防盛土設計・施工マニュアル」について、レベル2地震動等を考慮した改定に向けた技術的な検討を行うことを目的とする業務である。 そのため、本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式とするものである。 本業務の公示にあたり、参加可能者が103者以上あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に26者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者が参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため契約の相手方とするものである。	22,000,000	22,000,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度河川環境情報基盤構築・活用検討業務 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 R7.7.23～R8.3.13 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 堀下 稔裕 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階	R7.7.22	共同提案体(設計共同体) (公財)リバーフロント研究所他2者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び評価テーマ「河川管理者及び河川環境調査業務受注者の利便性を踏まえた河川水辺の国勢調査データ活用システムの検討、構築における留意点について」に係る技術力を備えていると判断される。 特に評価テーマの「河川管理者及び河川環境調査等業務受注者の利便性を踏まえた河川水辺の国勢調査データ活用システムの検討、構築における留意点について」に対する技術提案について、着眼点、問題点、解決方法等が理論的に整理され、提案を裏付ける内容が十分に示されており、優れた提案が行われていたものである。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。	146,938,000	146,905,000	99.98%	-	公財	国認定	1者	
令和7～9年度全国水質現況評価検討業務 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 R7.8.1～R8.7.30 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 堀下 稔裕 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階	R7.7.31	共同提案体(設計共同体) (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び全国の水質現況調査結果をとりまとめ公表するにあたり、河川環境の保全や改善に対する一般の理解促進を図る技術力を備えていると判断される。 特に「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「業務理解度」における目的、条件、内容が明確に記載されていること、及び評価テーマの「全国の水質現況調査結果をとりまとめ公表するにあたり、河川環境の保全や改善に対する一般の理解促進を図る上での留意点」に対する技術提案について、与条件との整合性が高く、提案を裏付ける内容が十分に示され、優れた提案が行われていたものである。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。	55,286,000	55,286,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度公共測量に関する課題の調査検討業務 R7.8.6～R8.3.2 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 河瀬 和重 茨城県つくば市北郷1番	R7.8.6	(公社)日本測量協会 東京都文京区小石川1-5-1	1010005004291	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号「公募」 本業務を遂行するためには、測量に關し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い、提出された技術提案書について評価を行った結果、左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	21,945,000	21,920,800	99.98%	-	公社	国認定	2者	
宮古港みなとカメラ設置検討業務 岩手県釜石市港町2-7-27 R7.8.6～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 釜石港湾事務所長 吉田 靖 岩手県釜石市港町2-7-27	R7.8.6	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、宮古港にみなとカメラを設置するにあたり、設置場所、カメラ機器・通信システム、維持管理及び付帯施設の検討を行い、設置工事に関する設計図書等の基礎資料を作成するものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。	21,934,000	20,020,000	91.27%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
出入管理情報システム導入効果検討業務 広島県広島市 R7.8.7～R8.1.30 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 赤城 尚宏 広島市南区宇品海岸3-10-28	R7.8.7	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、出入管理情報システム未導入のコンテナターミナルにおける導入効果の把握のため、広島港出島地区のターミナルをケーススタディとして、物流効率性も勘案しつつ二点検証を確実に円滑に実施することを目的とした出入管理情報システムの導入効果について、検証するものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書、技術提案書の提出があり、広島港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	17,160,000	17,160,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
令和7年度九州管内の港湾における広域連携BCP検討業務 福岡県福岡市 R7.8.8～R8.3.17 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 酒井 浩二 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R7.8.8	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたり、大規模災害時における港湾の広域連携BCPを策定し、実効性のある訓練計画を立案するためには、各港湾BCPや災害協定、航路啓開活動などの広域的な連携が重要であり、港湾機能の早期復旧を図る方法や緊急物資輸送方法など具体的な対応を検討する必要があるため、受注業者に対しては、1. 予定技術者の経験および能力(技術者資格、業務執行技術力等)、2. 業務実施方針(業務理解度、業務実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点からプロポーザルの提出を求めたものである。建設コンサルタント等の特定手続きに基づき審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	22,022,000	22,022,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
境港外港昭和南地区岸壁(-12m)等船舶航行安全対策検討業務(その2) 鳥取県境港市 R7.8.19～R8.1.30 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長 尾崎 靖 鳥取県境港市昭和町9番地	R7.8.19	(公社)日本海海難防止協会 新潟市中央区電が島1-9-2	1110005014792	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、境港外港昭和南地区岸壁(-12m)及び泊地(-12m)の工事に係わる航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書、技術提案書の提出があり、境港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本海海難防止協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	9,944,000	9,900,000	99.56%	-	公社	国認定	1者	
後志利別川流域生態系ネットワーク形成検討業務 北海道久遠郡せたな町ほか R7.8.22～R8.3.13 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 函館開発建設部長 赤川 裕志 北海道函館市大川町1-27	R7.8.21	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、企業や技術者に高度な知識と構想力、応用力が求められる検討業務であるため、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する簡易公募型プロポーザル方式(総合評価型)に準じた手続きにより、技術提案を求めたテーマ「後志利別川流域における生態系ネットワーク全体構想(案)」を策定する上での留意点について)に対して、総合的に最も高い評価を得た者を特定した。(公募)	7,249,000	7,249,000	100.00%	-	公財	国認定	3者	
大阪湾諸港等の広域連携に関する港湾事業継続計画検討業務 R7.8.22～R8.3.23 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小林 知宏 兵庫県神戸市中央区海岸通29	R7.8.22	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	本業務は、大阪湾諸港等における港湾事業継続計画の充実化を図るため、災害時の航路啓開作業の検討、海上支援ネットワーク形成の検討、災害時の早期港湾機能回復のための対応行動に関する図上訓練を実施するものである。 本業務は、専門的技術が要求される業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が100者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に29者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人 日本港湾協会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから公益社団法人 日本港湾協会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	22,605,000	22,550,000	99.76%	-	公社	国認定	1者	
四国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 東京都港区 R7.8.22～R8.2.27 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 水口 幸司 香川県高松市サンポート3-33	R7.8.22	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	20,966,000	20,900,000	99.69%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 新潟県新潟市 R7.8.26～R8.2.27 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 神谷 昌文 新潟市中央区美咲町1-1-1	R7.8.26	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるために実施する情報伝達訓練について、訓練目的及び訓練内容を検討し訓練実施計画を作成するといった専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、課題を整理し対応策を検討し、「北陸地域港湾の事業継続計画」の更新に向けた改善点について抽出整理するなど、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	18,106,000	17,985,000	99.33%	-	公社	国認定	1者	
令和7年度 PSカード発行に関するDXシステム構築業務 愛知県名古屋市 R7.8.27～R8.2.27 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 中原 正顕 中部地方整備局 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	R7.8.27	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、PSカードの申請に関してDX化を進めるため①紙申請データ(様式内の顔写真含む)の市販ソフトを活用した電子データ化に関するシステム等の構築及び②PSカード発行申請に関する申請者からの電話問い合わせに対して基礎的な回答を自動作成(以下、「回答自動作成」という。)する既存サービスの初期設定等を行うものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により応募要件を満たした企業且つ、資格要件を満たした技術者を要する者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当者へのヒアリングにより評価を行なった。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	10,860,000	10,800,000	99.45%	-	公社	国認定	1者	
大阪港海上工事に伴う航行安全対策検討業務 大阪府大阪市 R7.9.9～R8.7.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 下田 潤一 大阪府大阪市港区弁天1-2-1-1500	R7.9.9	(公社)神戸海難防止研究会 兵庫県神戸市中央区海岸通5	9140005020285	本業務は、大阪港海上工事に伴う船舶航行に対する安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。 本業務は、「内容が技術的に高度な」業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が31者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に25者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人神戸海難防止研究会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから、公益社団法人神戸海難防止研究会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	18,172,000	17,710,000	97.46%	-	公社	国認定	1者	
港湾機能継続計画の実効性向上検討業務宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 R7.9.10～R8.3.19 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 渡邊 茂 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	R7.9.10	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大規模災害発生時において、東北管内の港湾が連携し、継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」の改訂にむけた、航路啓開に係わる行動手順の検討、ならびに東北広域港湾BCPの実効性向上の検討を行うものである。また、検討結果について議論する協議会を運営し、協議会における、説明資料の作成、議事録や結果に関する取りまとめを行うものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人 日本港湾協会を契約の相手方として特定した。	20,845,000	20,801,000	99.79%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
敦賀港みなとカメラ検討業務 福井県敦賀市 R7.9.11～R8.3.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 敦賀港湾事務所長 坂井 啓一 福井県敦賀市松栄町7-28	R7.9.11	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、敦賀港のみなとカメラの新設を目的として、みなとカメラの配置、機器仕様、付帯設備等の検討を行うものである。 みなとカメラは、港湾等における直轄工事の施工管理は元より、国有財産の管理や利用状況の確認、災害時におけるリアルタイムな状況把握等に幅広く活用するものであり、みなとカメラの配置検討については、事業計画及び港湾計画等を踏まえた確認対象施設、監視内容の設定など高度な技術を要すること。また、みなとカメラの設置目的に必要な性能・機能に合致した機器仕様、経済性、調達性及び耐久性等を総合的に勘案した機器仕様の検討といった専門的な知識を有することから簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人 日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、当該業務について、総合的に優れた提案を行った者として特定された者である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約をするものである。	20,449,000	19,140,000	93.60%	-	公社	国認定	1者	
河川協力団体等活動支援・活性化方策検討業務 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 近畿地方整備局 R7.9.18～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 齋藤 博之 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	R7.9.17	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、地域と連携した持続的な河川管理を行うため、近畿地方整備局管内の河川協力団体等を対象に活動活性化の方策検討し、広報支援等を実施することを目的とする業務であり、業務の実施にあたり、高度かつ専門的な技術力が要求されるときに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成することにより優れた成果を期待できる業務である。 そのため、本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式とするものである。 本業務の公募にあたり、参加可能業者が72者以上であることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に18者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	12,001,000	12,001,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
公共測量における三次元点群データ取得に関する新技術対応のための調査検討業務 R7.9.19～R8.3.2 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 河 瀬 和 重 茨城県つくば市北郷1番	R7.9.19	(公財)日本測量調査技術協会 東京都新宿区高田馬場4-40-11 肴山ビル	4011105005417	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号「公募」 本業務を遂行するためには、測量に関し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い、提出された技術提案書について評価を行った結果、左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	12,166,000	11,968,000	98.37%	-	公財	国認定	1者	
淀川高台まちづくり方策検討業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号他(淀川河川事務所及びその管内) R7.9.25～R8.3.10 土木関係建築コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 西澤 洋行 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	R7.9.24	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低151者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に34者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	25,300,000	25,300,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
下水道の汚泥焼却等における 脱炭素化に関する情報整理業務 R7.9.26～R8.2.27 (土木関係建設コンサルタント)	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 佐藤 寿延 茨城県つくば市旭1	R7.9.25	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3番1号	4011105003503	本業務の実施にあたっては、下水処理場における焼却 炉・溶融炉の現状を既存資料から整理した上で、更新時期 等を踏まえた焼却炉高度化や省エネ・創エネに関する情報 についての具体的なアンケート項目を検討できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。 その結果、入札説明書を交付した12者のうち2者から技術提案があり、それらについて業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記相手方が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するに最もふさわしい相手方であると判断された。 以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の 規定により、随意契約するものである。	9,086,000	8,866,000	97.58%	-	公財	国認定	2者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。